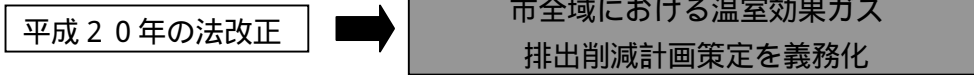


新潟市地球温暖化対策地域推進計画の策定について

1. 新潟市地球温暖化対策地域推進計画概要

○背景



地球温暖化対策推進法（H11.4 施行，H14.6，H17.6 改正，H20 改正予定）

改正法案第二十条の三「地方公共団体実行計画等」

都道府県並びに指定都市，中核市及び特例市（以下指定都市等という）は，地方公共団体実行計画において，その区域の自然的社会的条件に応じて，温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する計画を策定するものとする。

○計画概要

- (1) 対象期間 平成 21 年度（2009 年度）～ 24 年度（2012 年度）（4 ヶ年）
及び 20 から 50 年後の中長期構想
- (2) 基準年度 平成 2 年度（1990 年度 京都議定書基準年）及び平成 17 年度（2005 年度）
- (3) 対象 新潟市全域における事業活動，生活に伴う温室効果ガスの排出
- (4) 対象物質 二酸化炭素，メタン，一酸化二窒素，HFC，PFC，六フッ化硫黄

○策定スケジュール（案）

時期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
策定委員会ほか		方針案作成		1次案作成	1次案修正		2次案作成	2次案修正				
			策定委員会設立	委員会開催（全4回程度）					PC実施			
				ワークショップ開催（8区×2回程度）					市民提言発表会開催（10/26）			
				地域協議会設立								
庁内		環境保全調整会議及びWG		WG		WG		WG		WG		
												策定 公表・周知

○策定体制

(1) 策定委員会

市民・事業者・行政の各主体で構成される策定委員会を設立する。

ア 構成員（全20名）

学識経験者，市民（公募委員），市民団体，事業者，エネルギー供給者，環境省職員，新潟県職員，県地球温暖化防止活動推進センター長，地球温暖化防止活動推進員 他

イ 役割

計画素案作成から策定まで，その内容について検討する。

(2) 庁内策定体制

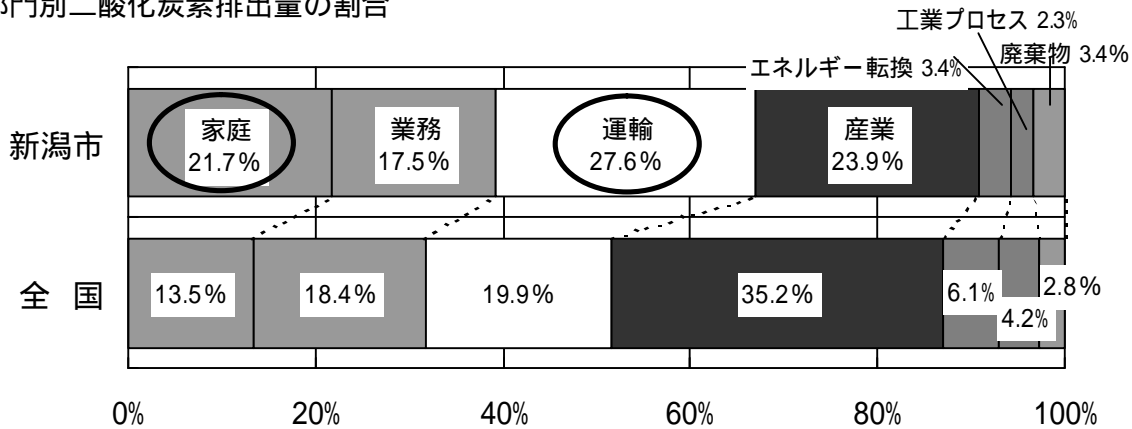
環境保全調整会議及び関係課幹事会，ワーキンググループにより全庁体制で策定する。

2. 新潟市における二酸化炭素排出量の現状

○新潟市域の二酸化炭素排出量全国比較 (2007 年度新潟市基礎調査) 単位: 万 t-CO₂/年

部 門	新 潟 市				全 国				
	1990 年度	2005 年度		増加率	1990 年度	2005 年度		増加率	
		排出量	割合			排出量	割合		
エネルギー 起源	家庭	127	158	21.7%	+24.4%	12,744	17,427	13.5%	+36.7%
	業務	87	127	17.5%	+46.0%	16,429	23,762	18.4%	+44.6%
	運輸	147	201	27.6%	+36.7%	21,737	25,681	19.9%	+18.1%
	産業	229	174	23.9%	-24.0%	48,211	45,564	35.2%	-5.5%
	エネルギー-転換	21	25	3.4%	+19.0%	6,786	7,848	6.1%	+15.6%
非エネルギー 起源	工業プロセス	23	17	2.3%	-26.1%	6,232	5,393	4.2%	-13.5%
	廃棄物	22	25	3.4%	+13.6%	2,270	3,668	2.8%	+61.6%
合 計	657	727	100.0%	+10.7%	114,413	129,347	100.0%	+13.1%	

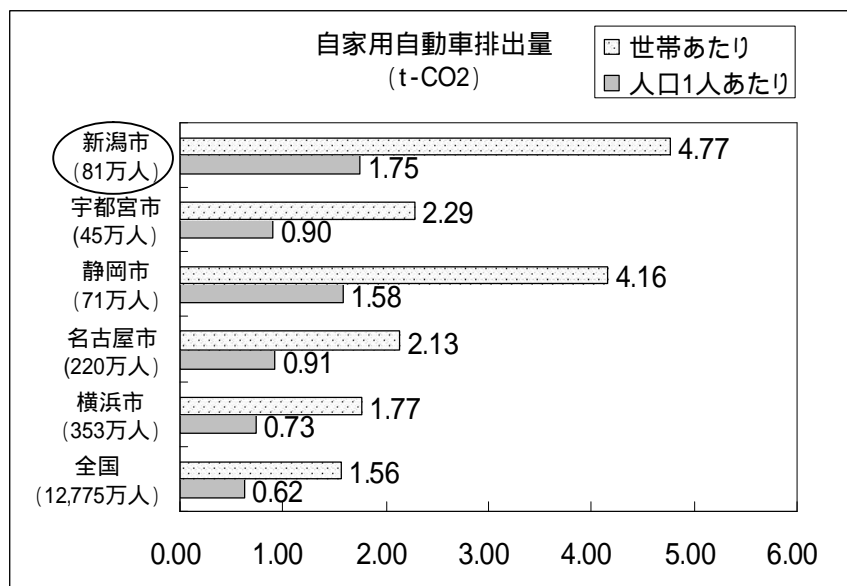
○部門別二酸化炭素排出量の割合



家庭、業務の民生部門及び運輸部門の割合が高く、増加が著しい。

○1人あたり二酸化炭素排出量 (2005 年末人口: 全国 127,751,000 人, 新潟市 806,541 人で計算)

部門別 1 人あたり (t-CO ₂ /年)	全 国	新潟市	
家庭	1.36	1.96	
業務	1.86	1.57	
運 輸	総計	2.50	
	自家用自動車	0.62	1.75
	業務用自動車	0.43	0.45
産業	3.57	2.16	
エネルギー転換	0.61	0.31	
工業プロセス	0.42	0.21	
廃棄物	0.29	0.31	
合計	10.12	9.02	



運輸部門、特に自家用自動車の排出量大きい。

3. 地球温暖化対策の推進(案)

家庭・業務での省資源・省エネルギー

○温室効果ガス削減に向けた市の率先行動
・新潟市地球温暖化対策率先実行計画

○省エネルギーの推進
(市民) 家庭における環境にやさしい取組
...エコライフ, 省エネ家電への買い替え
(事業者) 環境マネジメントシステムの普及
...ISO14001, エコアクション21

○新たなクリーンエネルギーの導入と普及・連携
・太陽光発電などの新エネルギーの導入
・バイオマスの利活用
・DME, GTL, バイオマスアルコールなど, 新たなエネルギーの支援

○資源循環の推進, 廃棄物の削減
・市民ひとりあたり1日最低100g以上減量

○市民・事業者との協働のための体制づくり
・にいがた市民環境キャンパス構想の推進
・地域推進協議会との連携
・エコポイント, カーボンオフセットの検討・推進

地球にやさしいまちづくり

○コンパクトシティの構築

○過度な自動車依存からの脱却
・「オムニバスタウン計画」の推進
・「にいがた交通戦略プラン」の推進
・エコドライブ, ノーマイカーデーなど環境にやさしい交通施策の推進
・自転車利用の促進
・低公害車, 低燃費車の普及
・物流の効率化

○建築物の省エネルギー化の推進
・省エネ診断, ESCO 事業の推進
・CASBEE の活用
・高气密, 高断熱住宅の推進

○緑化の推進(「新・緑の基本計画」との連携)
・里山など緑地の保全, 活用
・都市緑化
・敷地内緑化, 屋上緑化, 壁面緑化

事業所などの発生源対策における国と地方の役割分担

○事業所などからの発生を抑制する手法
・国/地球温暖化対策法・省エネ法による排出量削減計画, 報告書等の提出義務など(改正予定-対策強化)
・地方公共団体/条例による法と同様な制度実施例あり
【課題】 条例化による事業者への負担増加, 法の改正効果の確認必要

○国内排出量取引制度
・国/今秋国内統合市場の試行的実施を開始
・東京都/国に先駆け独自制度導入へ
【課題】 国としての統一的制度の確立

目標値の設定

○2012年までの短期的目標

○2030年, 2050年までの中長期的目標

計画策定後の推進体制

